資料９－３

NTTグループの料金業務の移管について

平成２４年８月９日

総務省総合通信基盤局

NTTグループの料金業務の移管について

■ 背景・概要

- NTT各事業会社（NTT東西、NTTドコモ、NTTコミュニケーションズ）は、2012年7月1日以降、料金業務をNTTファイナンス（NTT持株の子会社）に移管することを公表（2012年2月2日）。
- 具体的には、NTT各事業会社の料金債権をNTTファイナンスに譲渡するとともに、同社に料金審査、請求書発行、料金回収といった業務を移管。

■ 競争事業者等による要望書・意見申出書

- NTTグループの発表を受け、2月15日及び6月28日、競争事業者等（それぞれ66、25社・団体）は、本件に関し、連名で要望書を提出。

【主旨】 NTTグループの経営資源が統合されることは、NTTの分離・分割といったこれまでの公正競争確保のための措置に照らし、組織の再統合・独占回帰という観点から問題があるため、総務省に対し、早期の調査と施策の見直しを含む指導の検討等を要望。

料金業務の統合が公正競争に与える影響は極めて大きいことから、必要な情報の公開と外部検証性を確保した上での定期的・永続的な検証を要望。

- また、3月13日、競争事業者等74社・団体は、本件に関し、連名で電気通信事業法第172条に基づく意見申出書を提出。

■ 料金業務の移管に係るNTTグループへの要請

- 総務省において、NTT持株を通じその事実関係等につき確認を行った結果、以下の観点からの課題が認められた。

1. NTT法の観点
   - ◆ 料金業務をNTTファイナンスへ移管した後も、構造分離措置の趣旨を引き続き確保することが必要。
   - ◆ NTT東西がNTTファイナンスへ料金業務を移管した後も、NTT東西によるユニバーサルサービス責務の趣旨を引き続き確保することが必要。
2. 電気通信事業法等の観点
   - ◆ 料金業務の担い手が非電気通信事業者であるNTTファイナンスになった後も、加入電話等に対する料金規制、支配的な事業者に対する行為規制等の公正競争ルールの趣旨を引き続き確保することが必要。
   - ◆ 債権譲渡の後も、提供条件の説明等の消費者保護ルール、個人情報保護法等の規制の趣旨を引き続き確保することが必要。

2012年3月23日、NTT東西、NTTドコモ、NTTコミュニケーションズ及びNTTファイナンスに対し、各社に課せられている規制等の趣旨を引き続き確保する観点から、各社が講ずべき措置について要請。

（参考）NTTグループの料金業務の移管（イメージ図）

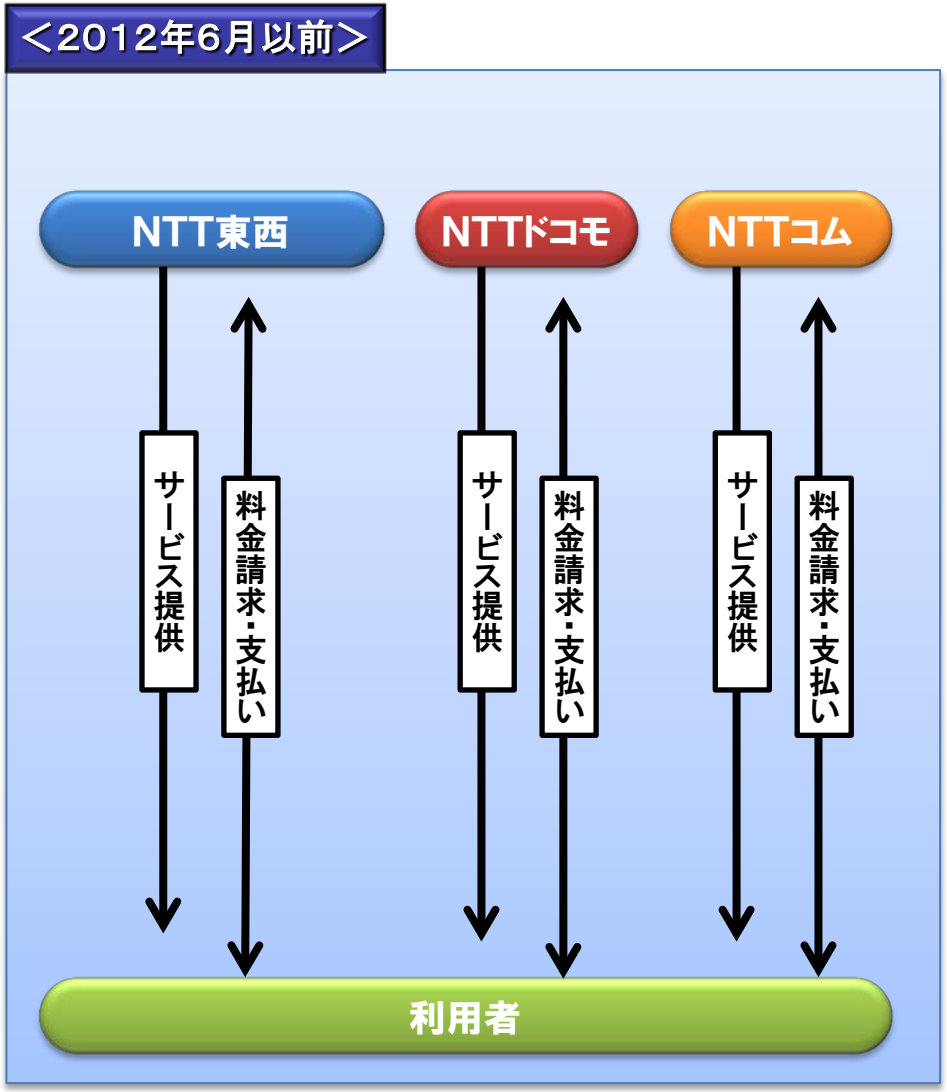

NTT各事業会社は、それぞれの利用者に対し、サービス提供及び料金請求等を行い、各社毎に利用者から料金を回収。

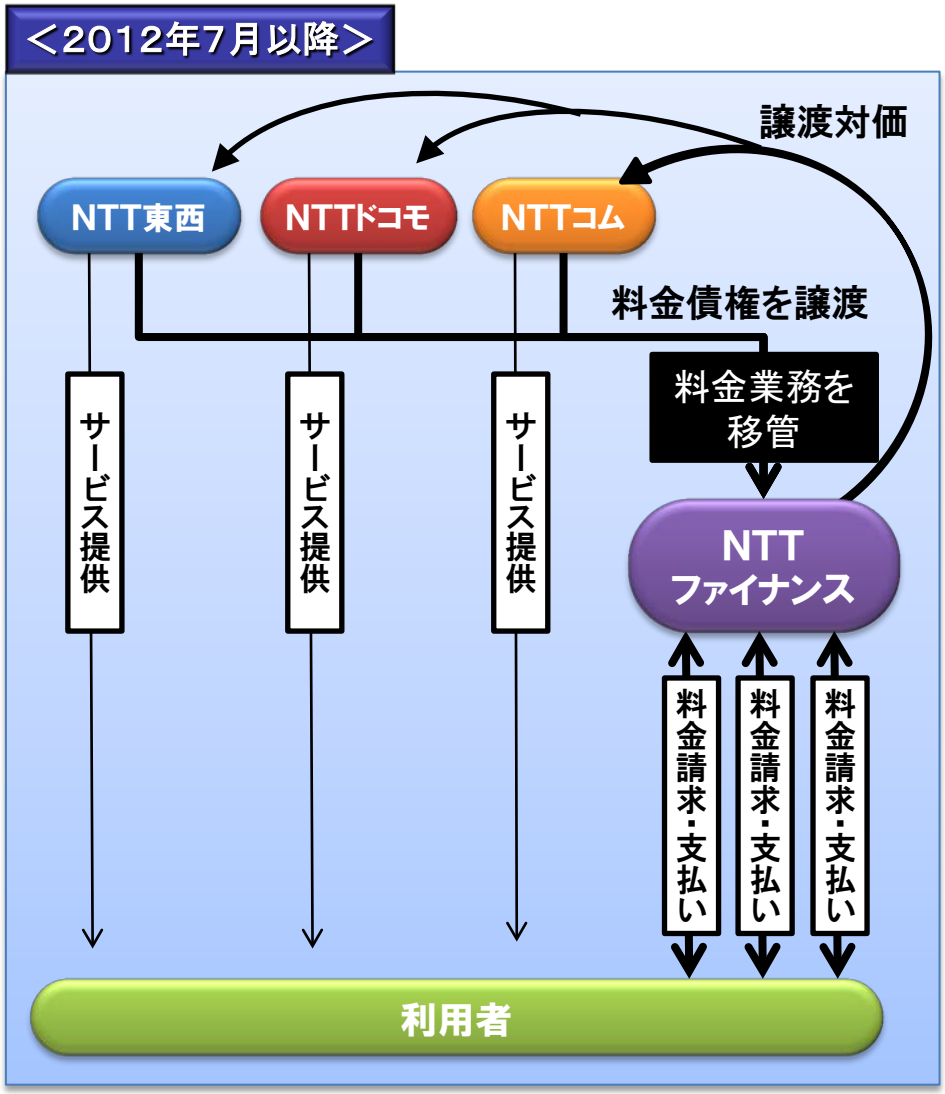

NTT各事業会社は、それぞれの利用者に対する料金債権をNTTファイナンスに譲渡し、同社が料金回収等の業務を実施。

NTTグループへの要請事項（2012年3月23日）

Ⅰ NTT法の観点

以下の事項に関して適切な措置を講じるとともに、当該措置の内容を毎年度総務省に報告すること。

1. 公正競争要件関係

各事業会社は、実質的な一体経営による営業情報の流用等が行われないようにするため、NTTファイナンスとの間で、原則、役員兼任及び在籍出向を行わないこと

各事業会社は、各事業会社間の実質的な相互補助が行われないようにするため、以下の措置を講じること

■NTTファイナンスとの間の取引（譲渡対価、手数料等）について不当な差別的取扱いを行わせないこと

■NTTファイナンスに移管した料金業務について4社ごとに会計を分計させ、当該業務に係る収支の状況を報告させること　等

各事業会社は、NTTファイナンスに譲渡する債権は約款等に基づく料金額と同額とし、当該額のままNTTファイナンスに料金請求させること

各事業会社は、NTTファイナンスに対し、販売業務等、他の業務を委託等しないこと

各事業会社は、NTTファイナンスに提供する顧客情報等の目的外利用が行われないようにするため、以下の措置を講じること

■NTTファイナンスに独自の顧客情報等管理システムを構築させること

■顧客情報等管理システムにおいて、各事業会社それぞれの顧客情報等を料金業務の用に供する目的以外の目的のために取り扱うことができないようにさせ、アクセス権限の設定等を行わせること　等

2. ユニバーサルサービス責務関係

NTT東西は、NTTファイナンスに債権譲渡を行う場合、利用者の同意なく当該債権の第三者への譲渡を行わせない等、ユニバーサルサービス責務の趣旨を引き続き確保するために必要な措置を講じること

Ⅱ 電気通信事業法等の観点

NTT東西は、NTTファイナンスに加入電話等に係る債権譲渡を行うときは、約款に基づく料金額や提供条件と異なる料金額等で請求させない等、料金規制の趣旨を引き続き確保するために必要な措置を講じること

NTT東西及びNTTドコモは、NTTファイナンスが行う請求等について、NTTグループ会社以外の会社を不当に排除させない等、公正な競争環境を引き続き確保するために必要な措置を講じること

各事業会社は、NTTファイナンスに債権譲渡を行う場合においても、消費者保護ルールを引き続き遵守させること。各事業会社は、NTTファイナンスに対し個人情報保護法等の関係法令等を遵守させ、NTTファイナンスは、個人情報保護法等の関係法令等を遵守すること

NTTグループへの要請事項に対する報告内容

要請事項（NTT東西の例）	報告内容
Ⅰ　NTT法の観点	
1. 公正競争要件関係	
■ 役員兼任・在籍出向の禁止	■ 役員兼任は行わない（役員名簿を提出） ■ 在籍出向者は出来る限り速やかに解消予定（解消までの間、在籍出向者数を毎年度報告）
■ 各事業会社間の相互補助の禁止（譲渡手数料の同等性、会計分離等）	■ 契約書等で規定（契約条項違反が生じた場合、債権譲渡契約自体の解除を含む措置を講じうる旨も規定。以下、同じ）
■ 約款額による料金請求の義務付け	■ 契約書等で規定
■ 販売業務等、他の業務の委託等禁止	■ 契約書等で規定 ■ 各社内で指示・徹底
■ 顧客情報等の適切な取扱いの確保（室の区分、独自システムの構築、顧客情報等の目的外利用の禁止等）	■ 契約書等で規定 • 料金業務の用に供する室とその他の室を区分し、入室管理を徹底 • 独自システムの構築・運用 • 顧客情報等の目的外利用の禁止、アクセス権限の設定、ログの保存　（最低１０年）、顧客情報等の取扱いに関する規程等の作成、研修の実施、管理責任者の設置　等
2. ユニバーサルサービス責務関係	
■ ユニバーサルサービス責務の趣旨の確保	■ 契約書等で規定 • 債権の第三者譲渡を原則禁止 ■ 研修の実施
Ⅱ　電気通信事業法等の観点	
■ 料金規制の趣旨の確保	■ 契約書等で規定 ■ 研修の実施
■ 禁止行為規制等の趣旨の確保	■ 契約書等で規定 ■ 研修の実施
■ 消費者保護ルール、個人情報保護法等の遵守	■ 契約書等で規定 • ＮＴＴファイナンスのプライバシー・ポリシーの作成・公表 • 顧客情報等の取扱いに関する規程等の作成 ■ 研修の実施

報告時期：　2012年6月8日、11日

☞ 報告書の受理後、報告書の精査やNTT各事業会社へのヒアリング（執務室及び顧客管理システム端末等の視認を含む。）を実施し、料金業務のNTTファイナンスへの移管（7月1日）までに、報告内容の妥当性等について確認を実施。

※料金業務のNTTファイナンスへの移管に伴う契約約款の認可・届出に係る手続については、報告書の受領後、6月29日に手続完了